

浄化槽の適切な管理できれいな水環境を守りましょう！

浄化槽は、微生物の働きにより、家庭からの生活排水等をきれいな水にしてから放流するための設備です。家庭からの生活排水の多くは側溝や水路を通り、河川へ流れていきます。川の汚濁原因は、生活排水が7割以上を占めるといわれ、生活排水を適正に処理してから放流することが大切となります。浄化槽の正しい使用と適正な維持管理を行い、きれいな水環境を守りましょう！

浄化槽に必要な3つの維持管理

1 保守点検

浄化槽の点検・調整や消毒薬の補充等を行います。保守点検の回数や内容は、浄化槽の種類や大きさにより異なります(一般的な家庭に設置されている浄化槽の場合、年3回以上)。埼玉県知事の登録を受けた保守点検業者と契約のうえ行ってください。保守点検業者については、県水環境課のホームページをご確認ください。

2 清掃

浄化槽にたまった汚泥の引き抜きや機器類の洗浄等を、年1回以上行います。町の許可を受けた清掃業者に依頼してください。

▶ 町許可清掃業者

- 益榮商事(株) ☎581・1745
- (株)ロビン ☎584・2644

お知らせ

**ご活用ください！
浄化槽設置整備事業補助金**

補助対象区域内において、自ら居住する専用住宅に設置されている単独処理浄化槽、またはくみ取り便槽を、合併処理浄化槽に変更しようとする方(住宅の所有者、世帯主等)を対象に、その費用の一部を補助します。
※補助対象区域および補助金の交付条件等がありますので、申請前に生活環境エコタウン課へお問い合わせください。

▶ 補助限度額(令和5年度)

人槽	補助限度額 (配管費・処分費含む)	備考
5人槽	542,000円	住宅の延べ面積が130㎡以下の場合
7人槽	624,000円	住宅の延べ面積が130㎡を超える場合
10人槽	758,000円	台所および浴室が2カ所以上の場合(2世帯住宅)
困難工事補助	200,000円	狭小敷地・急傾斜地等、工事費が割高となる場合

3 法定検査

▶ 設置後の検査(『浄化槽法』第7条検査)

設置された浄化槽が、適正に施工され、正常に機能しているかを確認する検査です。浄化槽を使い始めて3カ月を経過した日から5カ月の間に行わなければなりません。

▶ 定期検査(『浄化槽法』第11条検査)

浄化槽からの放流水質をチェックし、浄化槽が機能を十分発揮しているかの検査を、年1回行います。検査結果は、浄化槽管理者(使用者)や保守点検業者に通知され、維持管理に生かされます。法定検査の手続きは、指定検査機関で行ってください。

▶ 指定検査機関 / (一社)埼玉県浄化槽協会 ☎501・5707

※「保守点検」「清掃」「法定検査」は、それぞれ費用(手数料)がかかります。

浄化槽を適正に使用するために

- 天ぷら油等は、そのまま流さずに古新聞等に染み込ませ、可燃ごみとして出しましょう。
- 食べ残しは流さず、よく水気をきって可燃ごみとして出しましょう。
- トイレには、トイレットペーパー以外のものは流さないようにしましょう。
- 便器の掃除には、なるべく塩素系洗剤を使わないようにしましょう。
- ブロワ(浄化槽に空気を送る機械)の電源は切らないでください。

浄化槽に必要な届出・報告

■ 浄化槽の設置、開始、廃止等を行うときには、手続きが必要です。詳細は生活環境エコタウン課へお問い合わせください。

お知らせ

**浄化槽は町が設置・維持管理！
寄居町公設浄化槽事業**

町では生活排水処理対策として、公設浄化槽事業を実施しています。事業区域は、用土区域(2区、3区、4区および5区の一部)、鉢形区域(一部地域)、赤浜区域(一部地域)です。生活環境と水環境保全のために、ぜひ本事業にご参加ください。

公設浄化槽事業とは

事業区域内の個人住宅等に対して、工事費の一部を分担金としてご負担いただき、町が主体となって浄化槽の設置を行います。設置後は、使用者の皆さんから維持管理費用として使用料を納めていただき、町が浄化槽の維持・管理を行います。

▶ 対象

- くみ取り式のトイレを使用しており、水洗トイレ化を希望される方
- 単独処理浄化槽を使用しており、老朽化・故障等により浄化槽の入れ替えを希望される方

☎生活環境エコタウン課 ☎581・2121内線223・224



10月は 食品ロス削減月間です！

食品ロスとは？

まだ食べられるにもかかわらず、捨てられてしまう食品のことです。

令和元年10月1日に『食品ロスの削減の推進に関する法律』が施行され、10月は「食品ロス削減月間」、10月30日は「食品ロス削減の日」と定められました。

日本における食品ロスの量は、令和3年度推計値で年間約523万トンです。そのうち約244万トンが一般家庭から発生しています。食品ロスの削減には、皆さん一人一人の毎日の取り組みが必要です。「もったいない」を合言葉に、できることから始めてみましょう。

食品ロスを出さないライフスタイル

■ 買い物編

食品を買いに出かけるときは、事前に冷蔵庫や食品棚を確認しましょう。また、必要なものを必要な分だけ購入することを心掛けましょう。

■ 外食編

外食時は適量を注文し、おいしく食べきましょう。小盛りメニューやハーフサイズ等を設定している飲食店もありますので、上手に活用しましょう。

■ 調理編

賞味期限と消費期限の違いを正しく理解し、計画的に食品を使いましょう。食べきれない量を作っておいしく食べきましょう。

賞味期限 … おいしく食べることができる期限です。スナック菓子や缶詰等の比較的傷みにくい食品に表示されています。この期限を過ぎてもすぐに食べられなくなるわけではありません。

消費期限 … 安全に食べられる期限です。お弁当やサンドイッチなどの傷みやすい食品に表示されています。この期限内に食べきましょう。

☎生活環境エコタウン課 ☎581・2121内線221

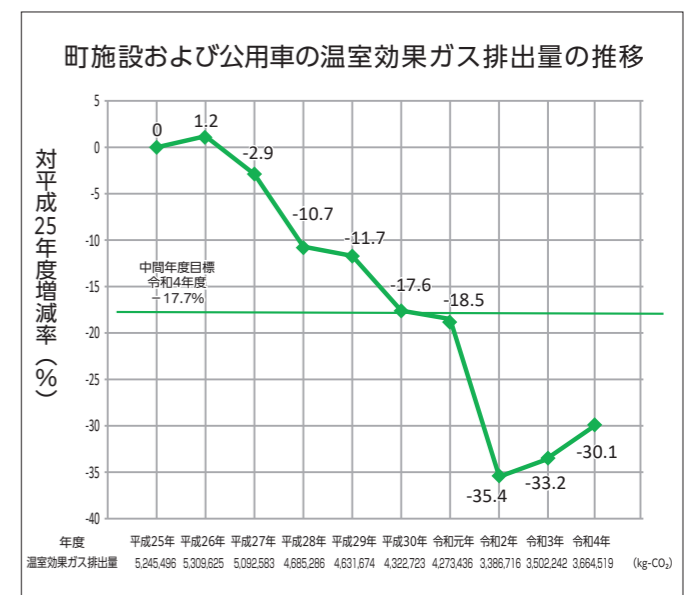
町施設の温室効果ガス排出量を公表します！

町では「寄居町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」に基づき、主に町の施設や公用車から排出される温室効果ガス排出量の削減目標を設定し、その達成に向けた取り組みを行っています。このたび、令和4年度の町施設の温室効果ガスの排出量を次のとおり公表します。

基準年度	中間年度目標 (令和4年度)	令和4年度実績
平成25年度	基準年度比 -17.7%	基準年度比 -30.1%

▶ 結果

令和4年度の温室効果ガス排出量は令和3年度に比べ、対平成25年度増減率が3.1ポイント増加しましたが、中間年度目標である基準年度比-17.7%を達成することができました。また、令和2年度は、汚泥再生処理センターの再資源化設備の停止(重油の使用停止)に伴い、大幅な温室効果ガスの削減になりましたが、令和3年度以降はコロナ禍後の公共施設再開等により増加傾向となっています。



今後も町では、令和12年度(計画最終年度)の目標である、対平成25年度増減率-40.1%に向け、地球温暖化対策を推進していきます。

☎生活環境エコタウン課 ☎581・2121内線224